

## 住民基本台帳閲覧の注意事項

### ○閲覧の請求等に応じない場合

- (1) プライバシーの侵害又は差別的事象につながるおそれがあると認められるとき。
- (2) 閲覧の請求等の事由が具体的でないと認められるとき。
- (3) 閲覧によって取得される情報の適正な管理が行われない恐れがあると認められるとき。
- (4) 閲覧の目的が営利目的と考えられるとき又は公益性に乏しいと認められるとき。
- (5) 多数の者から一時に閲覧の請求等が行われ、リストの使用が競合したとき。
- (6) 執務に支障があると認められるとき。
- (7) 天災等によりリストが亡失し、又はき損したとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めるとき。

### ○閲覧時の注意事項

- (1) 閲覧できる人数は、閲覧の請求等1件につき閲覧者2人までとする。
- (2) 転記の方法は、町が用意する様式に鉛筆（シャープペンシルを含む。）により転記することとする。
- (3) 閲覧が終了したときは、町が当該閲覧の内容が請求書等の内容と相違していないかを確認した上で、当該閲覧の内容を複写し保管するものとする。この場合において、当該閲覧の内容が請求書等の内容と異なるものと認められるときは、適切な措置を講ずるものとする。
- (4) 閲覧の中止を命じたときは、閲覧の内容を転記した用紙並びに写真、複写、録音その他の方法により入手した情報を有する媒体又は加工した物品を処分するものとする。

### ○閲覧の決定の取消し等

閲覧請求者等又は閲覧者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧の請求等に係る閲覧の決定を取り消し、又は中止とします。

- (1) 閲覧請求者等が虚偽の請求又は申出により閲覧を行おうとし、又は行ったことが判明したとき。
- (2) 閲覧者がその身分を偽り、不当に閲覧を行おうとし、又は行ったことが判明したとき。
- (3) 「隠岐の島町住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱規定」並びに、当該「住民基本台帳閲覧の注意事項」を遵守しないとき。
- (4) 故意にリストを汚損し、又は破損し、若しくはリストに加筆等不正な行為を行ったとき。
- (5) 指定された閲覧場所からリストを持ち出したとき。
- (6) 写真機、複写機、録音機器及び携帯電話等の機器を使用して閲覧するとき。
- (7) 閲覧者が手数料を納付しないとき。